

判 決 要 旨

- ・平成18年（行コ）第119号住基ネット受信義務確認等請求控訴事件
- ・控訴人 東京都杉並区
- 被控訴人 国，東京都
- ・東京高等裁判所第10民事部 裁判長 吉戒修一 裁判官 萩原秀紀 裁判官 野口忠彦
- ・主文 1 本件控訴及び控訴人の当審における追加請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

* 原判決（被控訴人東京都に対する通知希望者の本人確認情報の受信義務の確認を求める訴え（本件確認の訴え）を却下し，被控訴人らに対する損害賠償請求（本件国賠請求）を棄却した。）を是認し，控訴人が当審において追加した損害賠償請求を棄却した。

・事案の概要

控訴人は，住基ネットの導入に当たり，住基ネットには個人情報の流出等の危険が存在するとして，被控訴人東京都に対し，住基ネットの安全性が確認されるまでの間，本人確認情報を被控訴人東京都へ通知することを受諾した通知希望者に係る本人確認情報のみを通知し，通知を希望しない非通知希望者に係る本人確認情報を通知しない方式によって住基ネットへ参加することを申し入れたところ，被控訴人東京都がこれを拒否したため，通知希望者に係る本人確認情報を送信する場合に被控訴人東京都はこれを受信する義務があると主張して，被控訴人東京都に対しその受信義務の確認を求め，また，被控訴人東京都は上記受信義務を怠り，被控訴人国は被控訴人東京都に対して適切な指導助言を行わないばかりか控訴人に対し横浜市に対する対応と異なった対応をしたため，それぞれ控訴人に損害を与えたなどと主張して，被控訴人らに対し国家賠償法1条に基づき各自1億0106万9421円の損害賠償を求めた。

・本件確認の訴えの法律上の争訟性（争点1）について

住基ネットを使用したデータの送受信は，住民基本台帳法（住基法）に基づく住民基本台帳事務の適正な実施及び住民に関する記録の適正な管理等のために行う行政事務であり，その送受信に関し市町村（特別区を含む。）が都道府県を訴訟の相手方として本人確認情報の受信義務の確認を求めることは，住基法の適用の適正ないし住民基本台帳事務の適正な実施を求めるものにほかならないから，地方公共団体の主観的な権利利益の保護救済を目的とするものということとはできない。そうすると，本件確認の訴えは，裁判所法3条1項の法律上の争訟に当たらないから，不適法であり，却下を免れない。

・被控訴人東京都の受信義務（争点4）について

住基法30条の5第1項及び第2項は，都道府県知事に本人確認情報を送信するか否かについて市町村長（特別区の区長を含む。）に裁量権を付与しているとは到底考えられないから，市町村長は，住民が通知を希望しているか否かを問わず，都道府県知事に

対し、漏れなく当該住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法といわざるを得ない。そして、控訴人が求めているのは、杉並区民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみの通知（送信）という住基法30条の5第1項及び第2項の定める要件に適合しない違法な通知（送信）の受信であるから、被控訴人東京都は、同条第3項の規定に従い、送信された本人確認情報を磁気ディスクに記録する義務（受信義務）を負わないと解すべきである。

これに対し、控訴人は、現行の住基ネットは住民のプライバシー権を侵害するものであることを前提に、住基法30条の5第1項の合憲的限定解釈又は適用違憲を主張し、さらに、住基ネットによるプライバシー権の制度的保障の欠如を理由に選択式又は離脱を認めない、あるいは独立かつ公平な第三者機関が設置されていない住基ネットの違憲性又は違法性を主張するが、これらは、要するに、控訴人の固有の権利利益の侵害を主張するものではなく、非通知希望者に係る本人確認情報を被控訴人東京都に送信することは憲法13条により保障された住民のプライバシー権を侵害し、又はそのおそれがあること、したがって、控訴人が非通知希望者のプライバシー権を守るためその本人確認情報を被控訴人東京都に送信しないことは憲法に適合することであり、このような取扱いには住基法30条の5第1項に違反しないことを主張するものと解される。

しかしながら、市町村のみならず、都道府県や国の行政機関は、当該法律が違憲又は違憲の疑いがあると考えたとしても、それが改廃されるか、又は裁判所が法令審査権（憲法81条）に基づいて違憲であるとした判決が確定した場合でない限り、唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならないのであって、このような法執行者としての立場を逸脱した事務処理を行えば法秩序が混乱を来すことは明らかであり、このことは、住基法に基づく住民基本台帳事務の実施についても全く同様である。本件において、控訴人が、非通知希望者に係る本人確認情報を送信することはそのプライバシー権を侵害し、又はそのおそれがあると判断して被控訴人東京都にこれを送信せず、通知希望者に係る本人確認情報のみを被控訴人東京都に送信するということは、住基法30条の5第1項に反し、法執行者としての立場を逸脱するものである。そのような個人の権利を侵害するか否かの判断の前提となる違憲性は、それにより自己のプライバシー権を侵害されたと主張する国民が法的救済を求めた場合に判断されるべきことであり、地方公共団体である控訴人が独自に違憲性を判断し、住基法に定められた事務処理を行わないことは許されないことというべきである。

したがって、控訴人の被控訴人東京都に対する本件国賠請求は理由がない。

・被控訴人国の行為の違法性の有無（争点6）について

被控訴人国が、被控訴人東京都に対し横浜方式による住基ネットの参加について必要な協力をするよう適切な指導助言をしなかったこと及び控訴人に対し横浜市に対する対応と異なった対応をしたことは何ら違法ではないから、控訴人の被控訴人国に対する本件国賠請求も理由がない。